

# 赤穂市国民保護計画

平成 31 年 3 月修正

赤 穂 市

# 目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の趣旨	1
1. 計画作成に当たっての基本的考え方	1
2. 計画の目的	2
3. 市の責務	2
4. 計画に定める事項	2
5. 計画の対象	3
6. 計画の構成	3
7. 計画の見直し、変更	3
第2章 基本方針	4
1. 市民の基本的人権の尊重	4
2. 市民の権利利益の迅速な救済	4
3. 市民に対する情報提供	4
4. 関係機関相互の連携協力の確保	4
5. 市民の協力	4
6. 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	5
7. 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	5
8. 国民保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先	6
1. 関係機関の事務又は業務の大綱	7
2. 関係機関の連絡先	10
第4章 市の地理的、社会的特徴	11
1. 地形	11
2. 気候	15
3. 人口分布	15
4. 道路の状況	19
5. 鉄道の状況	21
6. 空港の状況（近隣空港）	22
7. 港湾の状況	23
8. 自衛隊施設の状況（近隣施設）	24
9. 石油コンビナート等施設の状況	24
第5章 計画が対象とする事態	26
1. 武力攻撃事態等	26
2. 緊急対処事態	30

第2編 平素からの備えや予防	33
第1章 組織・体制の整備等	33
第1節 市における組織・体制の整備	33
1. 初動体制の整備	33
2. 消防機関の体制	34
第2節 関係機関との連携体制の整備	34
1. 基本的考え方	34
2. 県との連携	35
3. 近接市町村との連携	35
4. 指定公共機関等との連携	37
第3節 市民に期待される取組等	39
1. 市民に期待される取組	39
2. 市民との連携	40
3. 自主防災組織に対する支援	41
4. ボランティア活動への支援	41
第4節 通信の確保	41
1. 非常通信体制の整備	41
2. 非常通信体制の確保	41
3. 情報通信機器等の活用	42
第5節 情報収集・提供等の体制整備	42
1. 基本的考え方	42
2. 警報等の伝達に必要な準備	43
3. 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備	44
4. 被災情報の収集・報告に必要な準備	45
第6節 研修及び訓練	46
1. 研修	46
2. 訓練	47
第2章 避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	49
1. 避難に関する基本的事項	49
2. 避難実施要領のパターンの作成	51
3. 救援に関する基本的事項	51
4. 運送の確保に関する体制の整備	51
5. 一時集合場所の選定	53
6. 避難施設の指定への協力	53
7. 医療体制の整備	53
8. 生活関連等施設の把握等	53
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	55
1. 物資及び資材の備蓄、整備	55

2. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	55
<b>第4章 啓発</b>	57
1. 国民保護措置に関する啓発	57
2. 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	57
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	59
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動処置</b>	59
<b>第1節 危機管理対策本部等の設置</b>	59
1. 危機管理対策本部等の設置	59
2. 市対策本部との調整	61
<b>第2節 市対策本部の設置等</b>	63
1. 市対策本部の設置	63
2. 動員の実施	78
<b>第3節 通信の確保</b>	80
<b>第2章 関係機関との連携</b>	81
1. 国・県対策本部との連携	81
2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等	81
3. 指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関への措置要請等	81
4. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	82
5. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	82
6. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	83
7. 市の行う応援等	84
8. ボランティア団体等に対する支援等	84
9. 市民への協力要請	85
<b>第3章 警報及び避難の指示等</b>	86
<b>第1節 警報の伝達等</b>	86
1. 警報の内容の伝達等	86
2. 警報の内容の伝達方法	87
3. 緊急通報の伝達及び通知	88
<b>第2節 避難住民の誘導等</b>	88
1. 避難の指示の通知・伝達	88
2. 避難実施要領の策定	89
3. 避難住民の誘導	92
<b>第3節 避難の種類</b>	96
1. 屋内への避難	96
2. 市内の避難	96
3. 県内他市町への避難	97
4. 県外への避難	97

第4節 避難に当たって留意すべき事項	98
1. 地域特性に応じた留意事項	98
2. 事態の種類等に応じた留意事項	99
第4章 救援	103
第1節 救援の実施	103
1. 救援の実施	103
2. 関係機関との連携	104
3. 救援の内容	104
第2節 救援の実施方法	108
1. 収容施設の供与	108
2. 炊き出しその他による食品給与及び飲料水の供給	110
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	112
4. 医療の提供及び助産	113
5. 被災者の捜索及び救出	116
6. 埋葬及び火葬	117
7. 電話その他の通信設備の提供	117
8. 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	117
9. 学用品の給与	118
10. 死体の捜索及び処理	118
11. 障害物の除去	119
第5章 安否情報の収集・提供	120
1. 安否情報の収集	120
2. 県に対する報告	123
3. 安否情報の照会に対する回答	125
4. 日本赤十字社に対する協力	129
第6章 武力攻撃災害への対処	130
第1節 武力攻撃災害への対処	130
1. 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	130
2. 武力攻撃災害の兆候の通報	130
第2節 応急措置等	131
1. 退避の指示	131
2. 警戒区域の設定	132
3. 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示	133
4. 土地、建物の一時使用等	133
5. 消防に関する措置等	134
第3節 生活関連等施設の安全確保	136
1. 生活関連等施設の安全確保	136
2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	136

3. 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	138
第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処	139
1. 武力攻撃原子力災害への対処	139
2. NBC攻撃による災害への対処	141
第7章 被災情報の収集・報告及び公表	144
第1節 被災情報の収集・報告	144
第2節 被災情報の公表	146
1. 市民への広報	146
2. 総合相談窓口の設置	147
第8章 保健衛生の確保その他の措置	148
1. 保健衛生の確保	148
2. 廃棄物の処理	149
3. 文化財の保護	150
第9章 市民生活の安定に関する措置	151
1. 生活関連物資等の価格安定	151
2. 避難住民等の生活安定等	152
3. 生活基盤等の確保	152
第10章 特殊標章等の交付及び管理	153
第4編 復旧等	157
第1章 応急の復旧	157
1. 基本的考え方	157
2. 公共的施設の応急の復旧	157
第2章 武力攻撃災害の復旧	158
1. 国における所要の法制の整備等	158
2. 市における当面の復旧	158
3. 市が管理する施設及び設備の復旧	158
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	159
1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	159
2. 損失補償及び損害補償	159
3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん	159
4. 市民の権利利益の救済に係る手続等	159
第5編 緊急対処事態への対処	161
1. 緊急対処事態	161
2. 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	161

資料編